

水俣市立水東小学校いじめ防止基本方針

令和8年5月

1 いじめの理解

(1) いじめの定義

- ①いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではない。
- ②いじめは、どの学校にも、どの児童でも起こりうるものであり、生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。
- ③いじめは、未然に防止すべきものである。

いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条第1項」）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が身心の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

以下のようなものが想定される。

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする。
- オ 金品をたかられる。
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ク パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

2 学校の方針

(1) いじめに対する学校の姿勢

- ア 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、職員が一丸となって取り組んでいくものである。
- イ いじめの問題は、人権にかかわる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な学校をいかにしてつくるかということを職員の課題としてとらえる。

(2) いじめ防止に向けた基本方針

- ア 全教職員は、教育活動全体を通じて、誰もが安心してゆたかに生活できる学校づくりを目指す。
- イ 全教職員は、いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、見逃さず早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら組織的に対応する。
- ウ 全教職員は、いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くこ

とを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

エ 全教職員は、児童が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導・支援する。

オ 全教職員は、児童の変化に築く目を養い、個に応じた分かりやすい授業実践と深い児童理解に立った生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送ることができるようにしていく。

カ 全教職員は、児童にトラブルが発生した場合、形態や内容など「これくらい…」という安易な考えにとどまることなく、被害児童の立場に立ち、自称を真摯に受け止め、考えていく。

キ 情報集約担当者を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人一人の状況の把握に努める。

3 いじめ防止の取組

(1) いじめの未然防止

ア 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」

いじめ防止等の取組を検討する場として、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。(構成員：校長・教頭・情報集約担当者(生徒指導)・人権教育担当)

イ 児童会による自律的・自治的活動

- ・ 「ぜったいいじめのない水東小にするために」宣言や学級の人権宣言、行動項目について振り返る活動を行う。
- ・ 学級の絆を深める取組(話し合い活動)を通して、学級内で互いを尊重し合う態度を育ていじめのない学級をつくる。

ウ 教師が児童と向き合うことのできる体制づくり

- ・ 児童と向き合う時間を確保するために日課を工夫する。
- ・ 必要に応じて積極的に教育相談を行う。
- ・ 縦割り班掃除の実施により、多くの職員が児童と関わるができる場をつくる。

エ 楽しい学校づくり

- ・ 一人一人を「認め・褒め・励まし・伸ばす」教育活動を実践する。
- ・ 校内研修において、児童が主体的に取り組む「分かる授業」の研究を行う。
- ・ 児童会活動や学校行事等において、児童が活躍できる場を設定する。

オ 地域・家庭との連携

- ・ 学校からの便り、学級通信、HP等を活用して、学校の様子を発信するとともに、いじめについての理解を図る。
- ・ いじめの認知について水東っ子育成協議会員や学校ボランティア員に周知する。
- ・ 保護者に対していじめの未然防止に関する情報を提供し、早期発見につなげる。

(2) いじめの早期発見

ア 各種研修会への参加や職員の連携を通して、児童の些細な変化に気づく力を高め

る。

イ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

ウ 「子どもを見つめる会」や定期的なアンケート調査及び教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童を見守る。

(3) いじめの認知

ア 学校は、保護者等からの通報や相談があった場合には、速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行う。

イ 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合、当該いじめに係る情報を速やかに情報集約担当者に報告し、組織的対応を行う。いじめの認知に当たっては、特定の教職員のみによることなく、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を活用して行う。

(4) いじめへの早期対応

ア いじめがあることが認知された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで、組織的に早期に適切な対応を行う。

イ 家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応する。

ウ 「学校いじめ対策組織」を設置し、いじめ事案についての方針の決定や対応状況の確認等を検討し、組織的に対応する。(構成員：校長・教頭・教務主任・情報集約者(生徒指導)・人権教育担当・養護教諭・関係担任 ※必要に応じて関係機関及び外部専門家)

エ いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

5 重大事態発生時の措置

重大事態の定義(「いじめ防止対策推進法第28条第1項」)

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身心または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)

(1) 教育委員会への報告

重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。尚、事実関係の「疑い」が生じた段階で、報告及び調査を開始する。

(2) 重大事態の調査組織を設置

教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特

別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するよう努める。

(3) 調査組織で事実確認を明確にするための調査を実施

いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。本調査は、民事・刑事上の責任追及やそのほか訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。

(4) 調査結果の説明・公表

- ・ 調査結果を教育委員会へ報告する。
- ・ 調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明する。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対して調査結果から明らかになった事実確認について情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮する。
- ・ 取材等への対応は、教育委員会と想定される質問等を事前に話し合っけて対応者を決めておく。

5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件を満たしている状態と捉える。但しこれらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間は、3か月を目安とする。

イ いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定する。

ウ 行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定し状況を見守る。

(2) 被害児童生徒が身心の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により身心の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、身心の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。